

### 第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取り扱いは、次によること。（建築基準法施行令第2条第1項第3号）（昭和39年8月3日自消丙予発93号）（昭和40年2月15日自消丙予発17号）

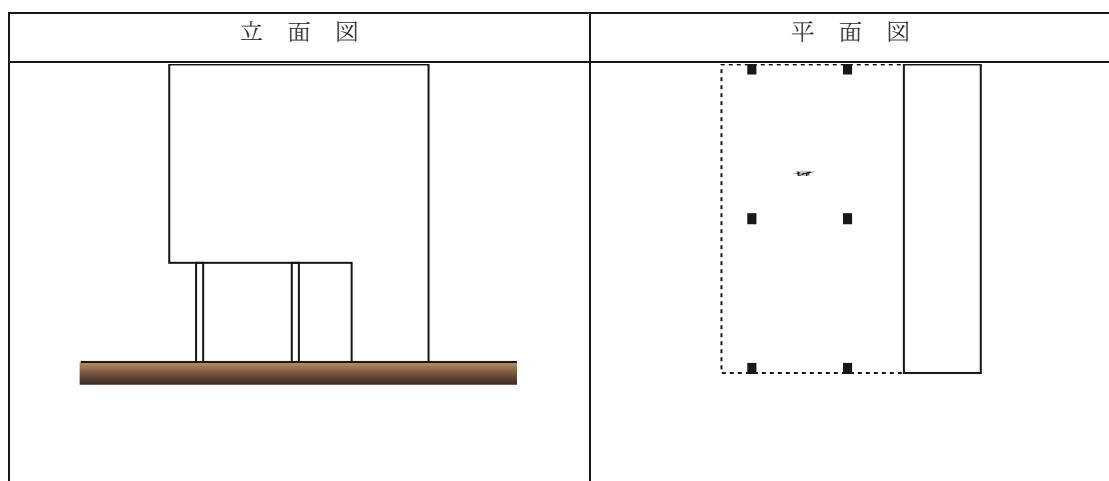
### 1 建築物の床面積の算定（昭和61年4月30日建設省住指発115号）

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は床面積に算入しない。

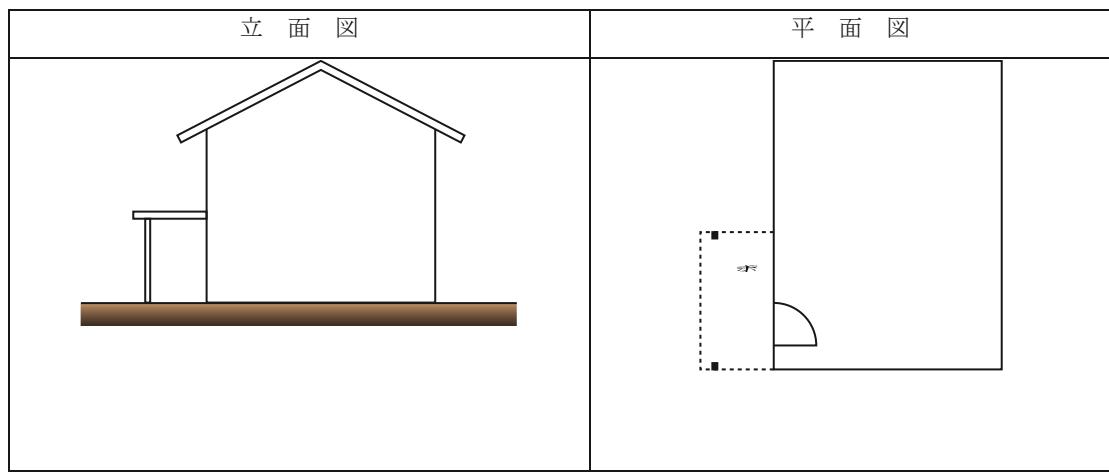


第3-1図

#### (2) ポーチ（第3-2図参照）

原則として床面積に算入しない。

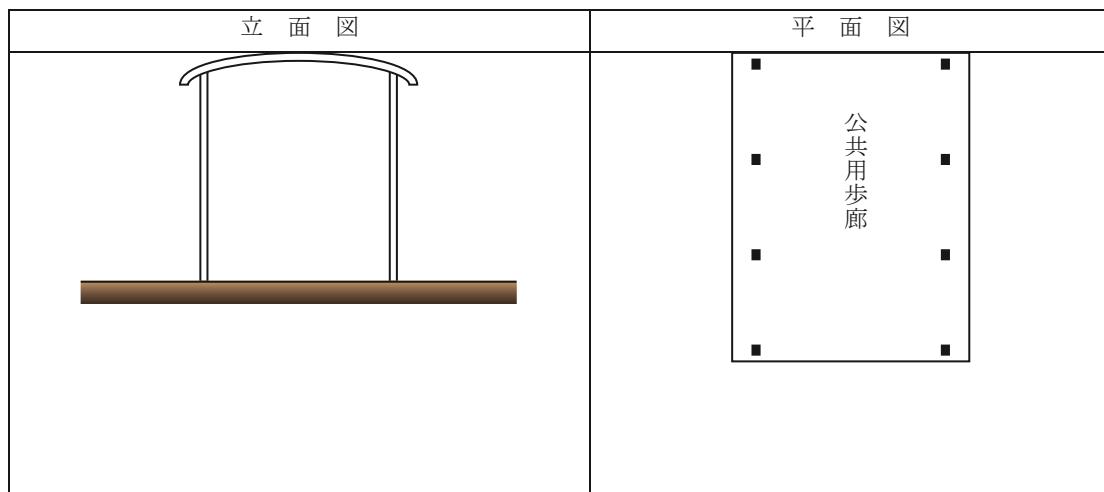
ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。



第3-2図

## (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3-3図参照）

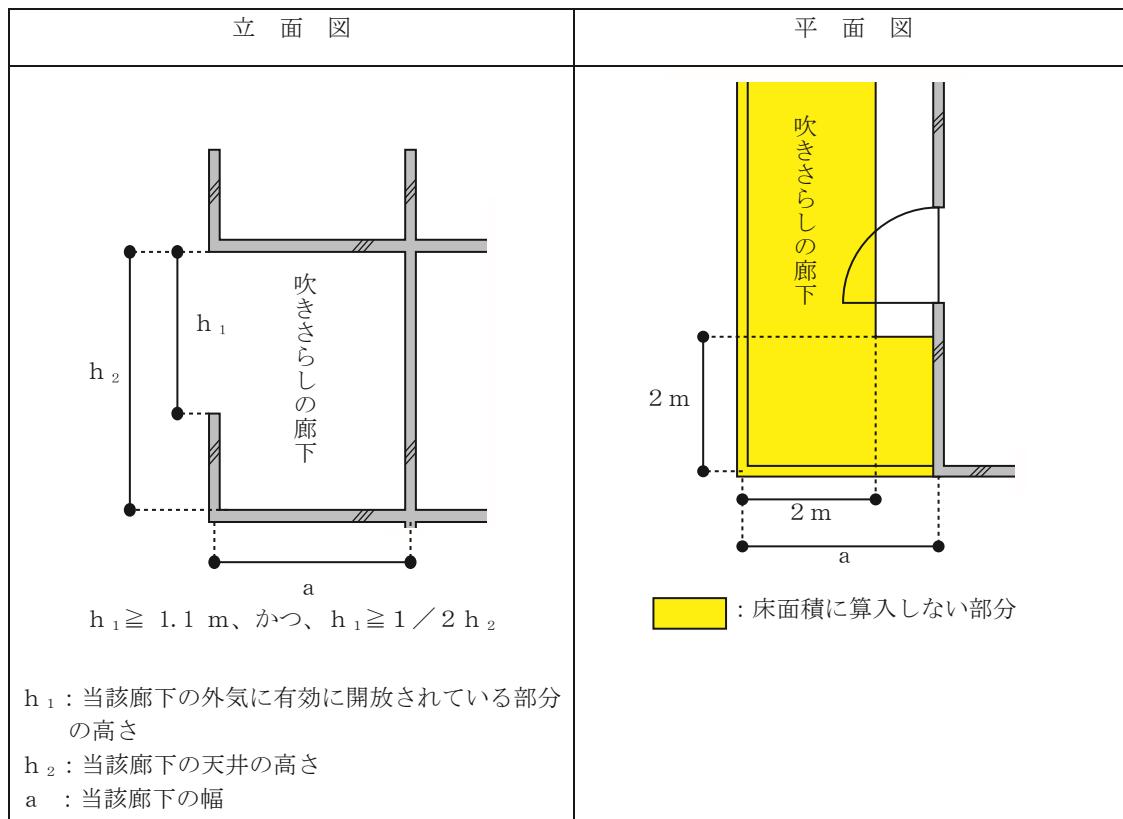
ピロティに準ずる。



第3-3図

## (4) 吹きさらしの廊下（第3-4図参照）

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。



第3-4図

## (5) バルコニー・ベランダ

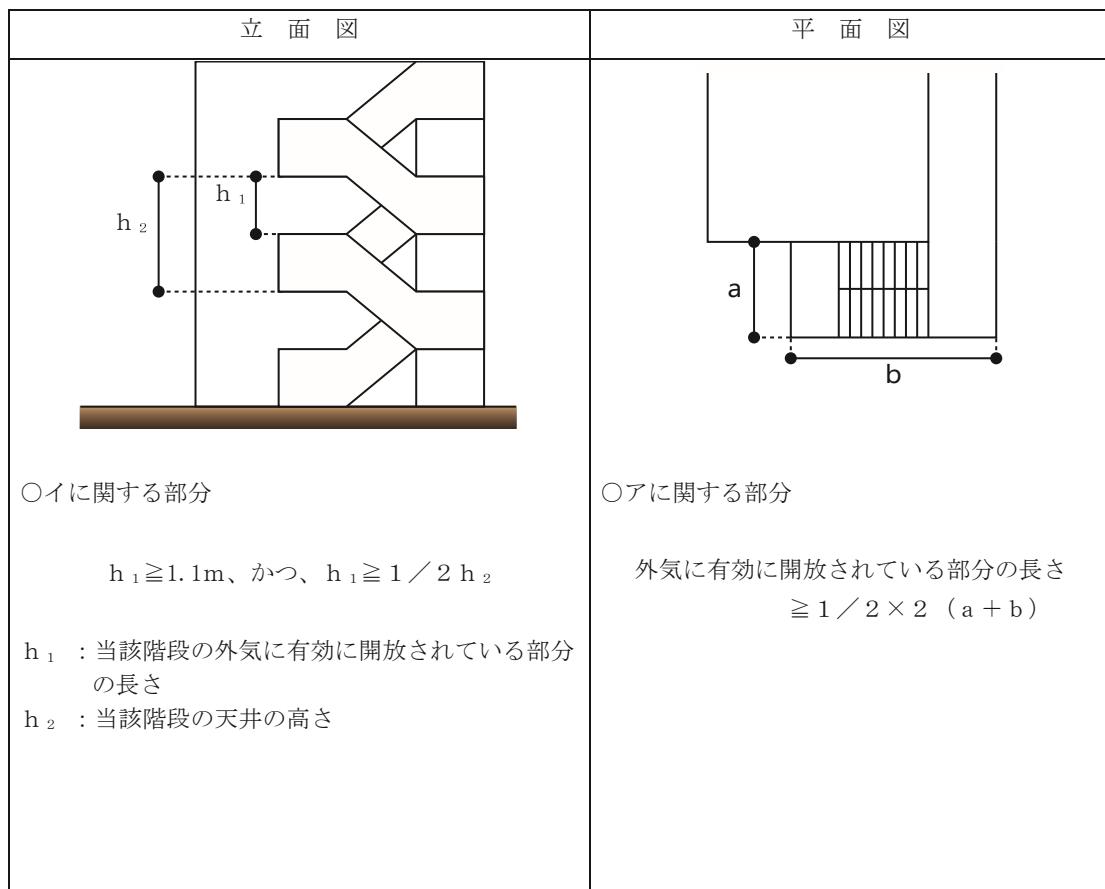
吹きさらしの廊下に準ずる。

## (6) 屋外階段 (第3-5図参照)

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。



第3-5図

## (7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。

ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

## (8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

## (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

## (10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。

イ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

## (11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台 $15\text{ m}^2$ を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

## (12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき $1.2\text{ m}^2$ を、床面積として算定する。なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

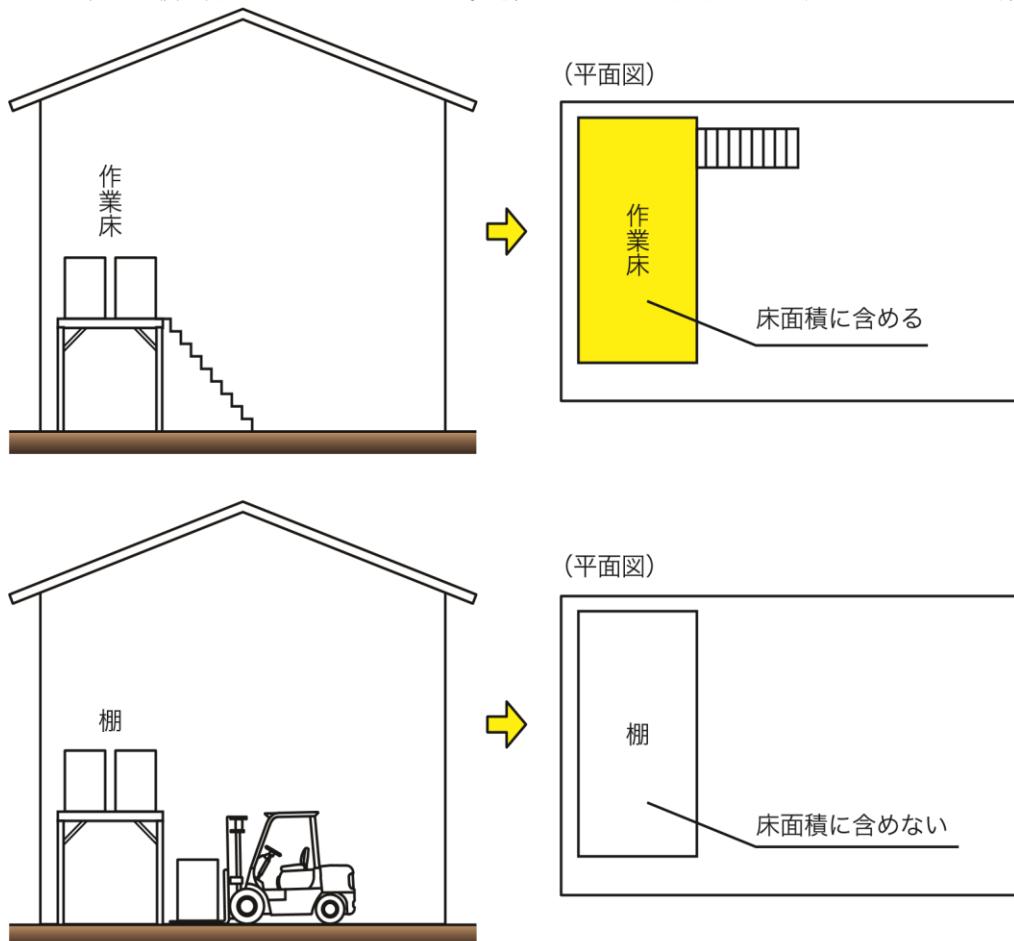
## (13) 体育館等のギャラリー等原則として、床面積に算入する。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

## 2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。（第3－6図参照）（昭和40年6月15日自消丙予第106号）

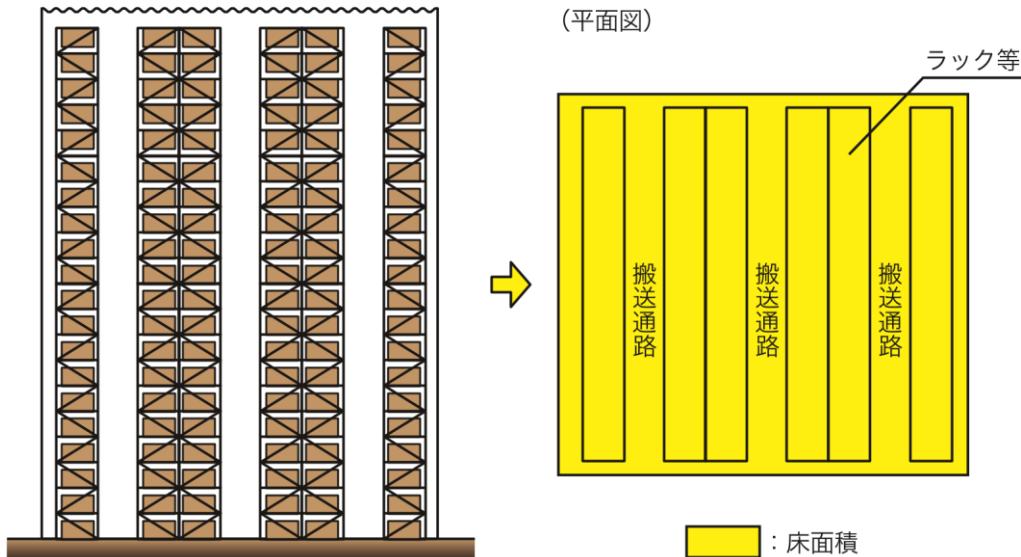


第3－6図

## (2) ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。（平成3年9月27日消防予第194号）

(第3-7図参照)

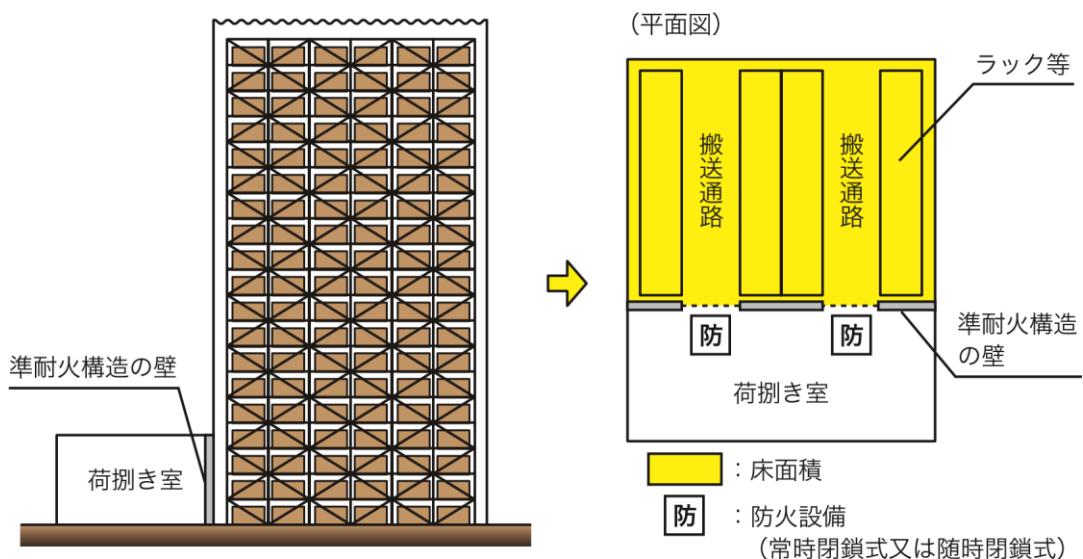


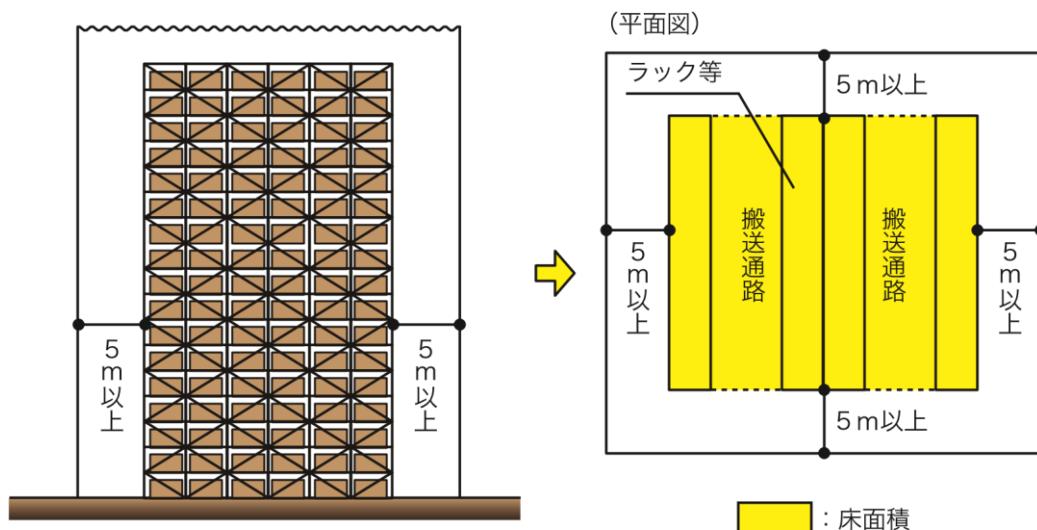
第3-7図

イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第3-8図参照）

この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

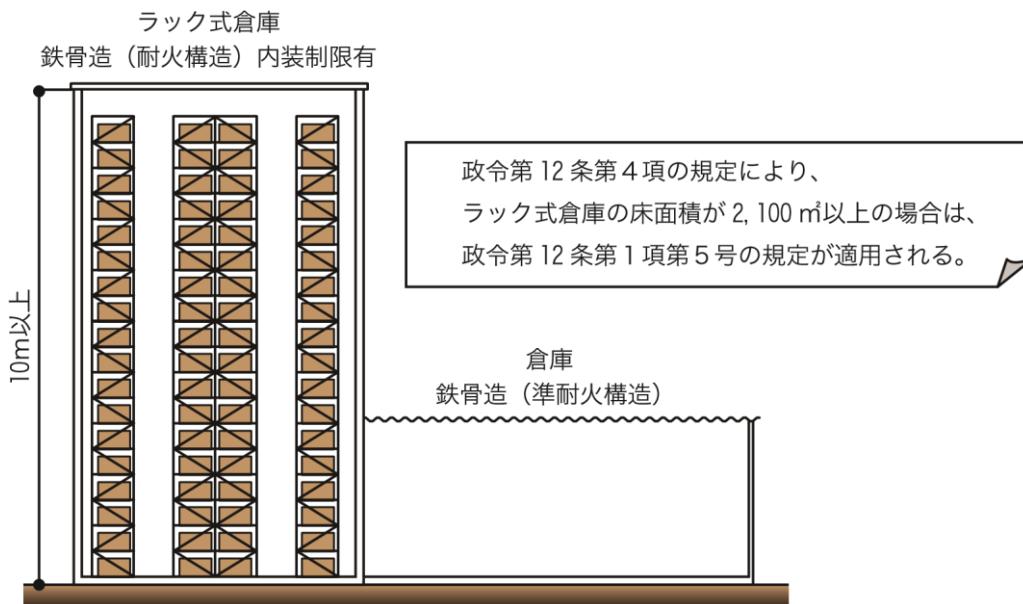
- (ア) ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は隨時閉鎖式のものに限る。）で区画されているもの  
(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの





第3-8図

ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。(第3-9図参照)



第3-9図

エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、 $300\text{ m}^2$ 未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができる。(昭和54年6月22日消防予第118号)

オ ラック式倉庫の天井(天井のない場合にあっては、屋根の下面)の高さは、当該天井の平均の高さ(軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均)により算定すること。(昭和50年6月16日消防安第65号)

カ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。

(3) 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次によること。

ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は床面積に算入すること。

ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。（第3-10図参照）

(ア) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。

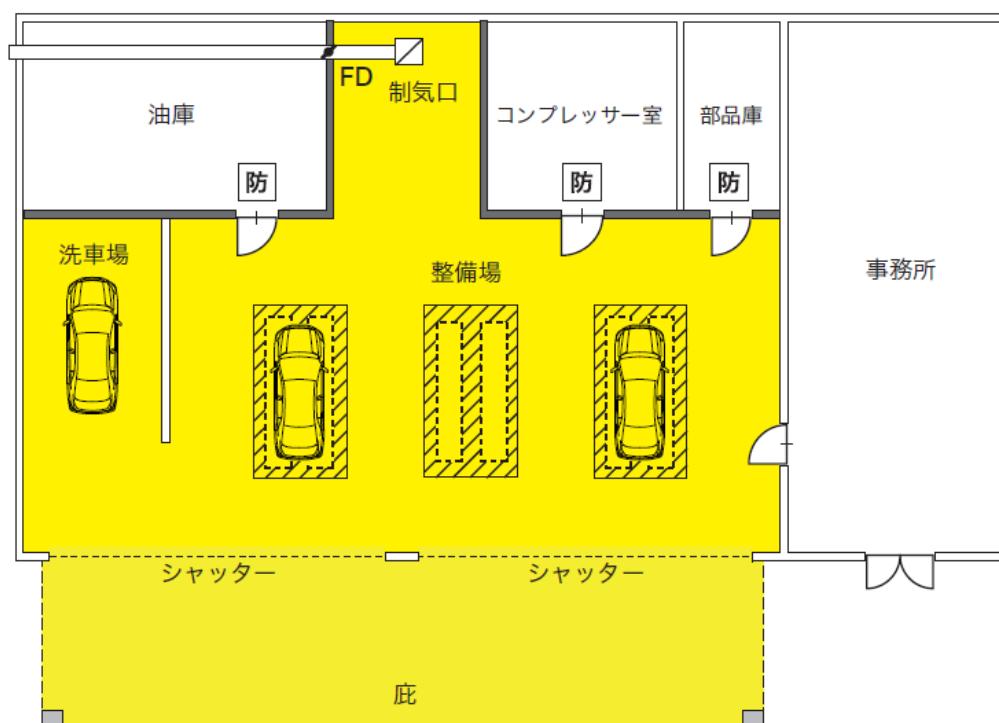
(イ) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

(ウ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(オ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分並びに傾斜路を除く。）は床面積に算入すること。



**防** : 常時閉鎖式の防火戸      **■** : 準耐火構造の壁

**■** : 自動車の修理又は整備の用に供される部分

庇等の部分に床面積が生じた場合、その床面積を含めた合計の面積とし、基準以上となった場合は政令第13条が適用される。

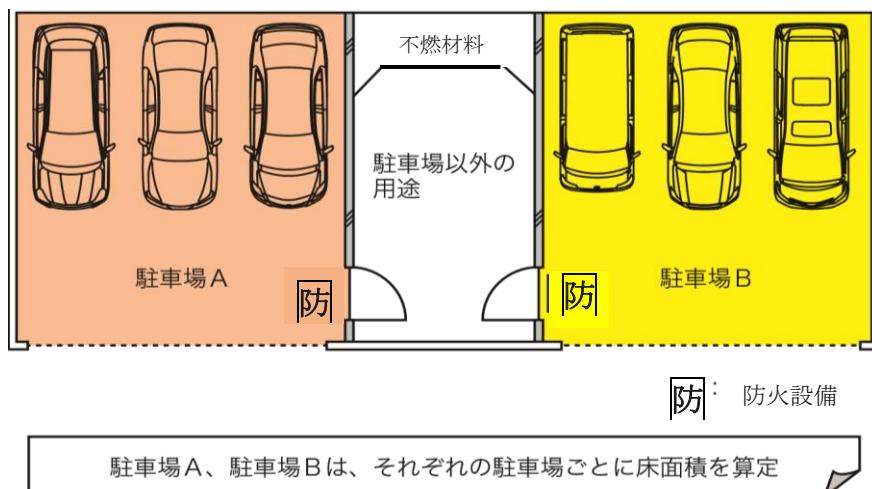
第3-10図

(4) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。

ア 車路は、床面積に算入するものであること。

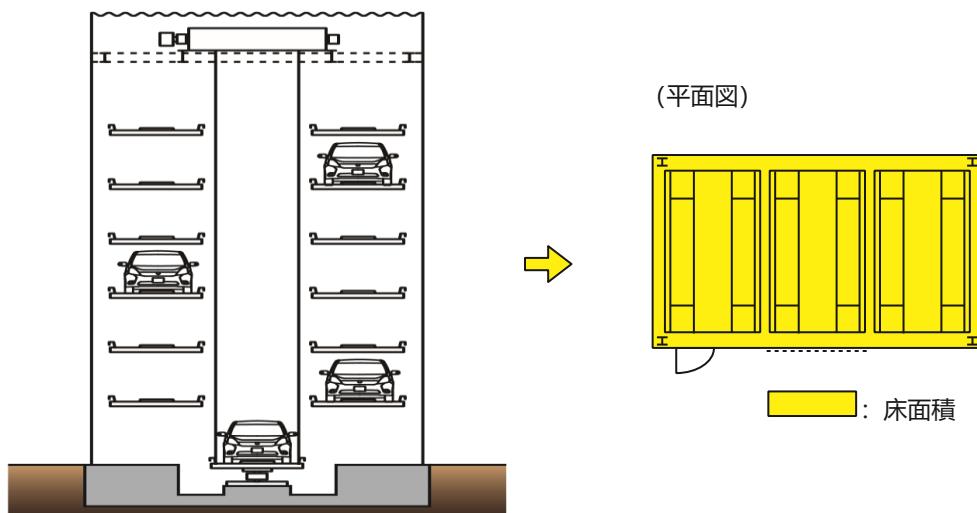
ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。

イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分（駐車の用に供する部分と駐車の用に供しない部分とを不燃材料とした壁又は防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算定すること。（第3-11図参照）



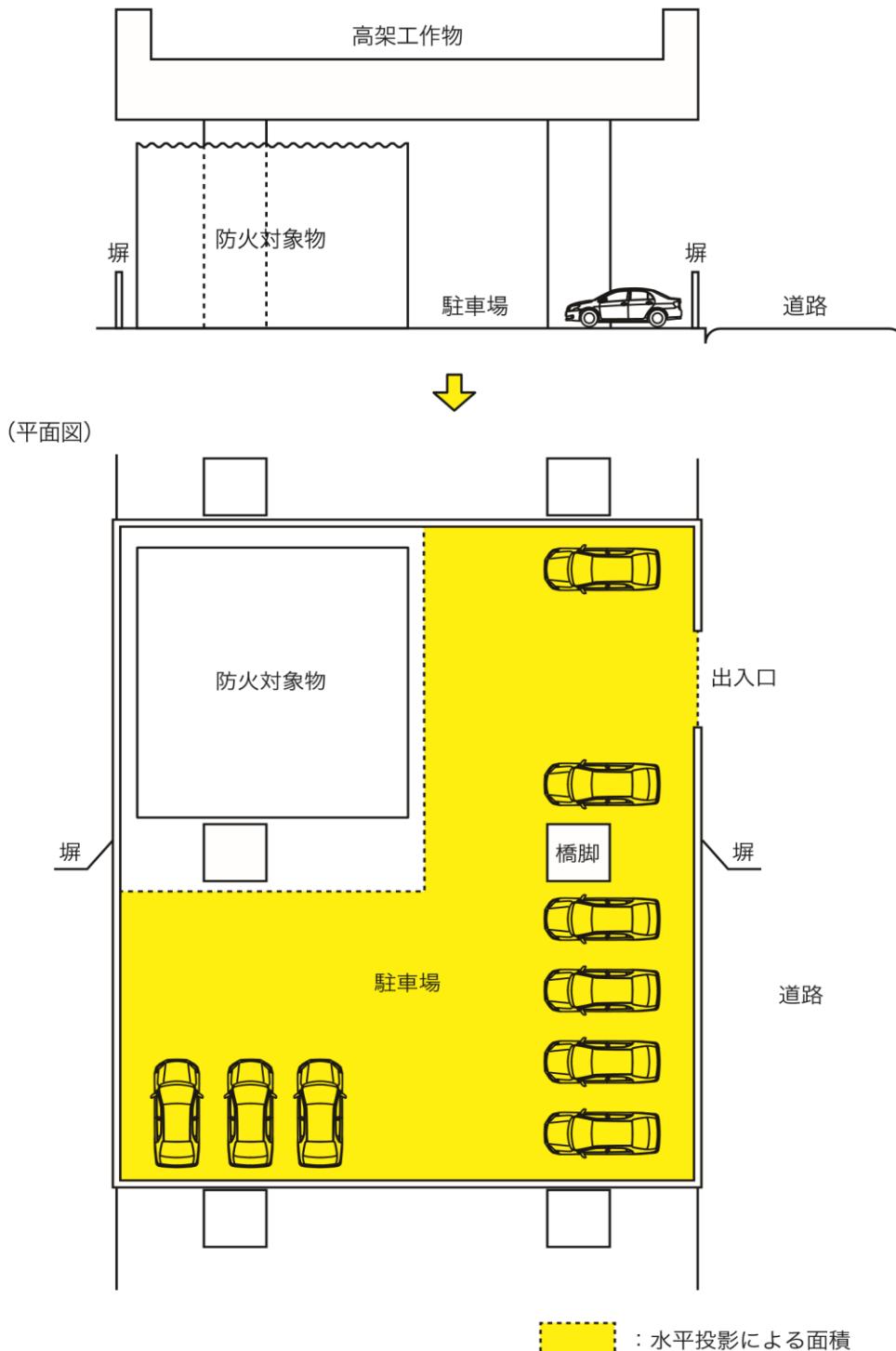
第3-11図

ウ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。以下同じ。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-12図参照）



第3-12図

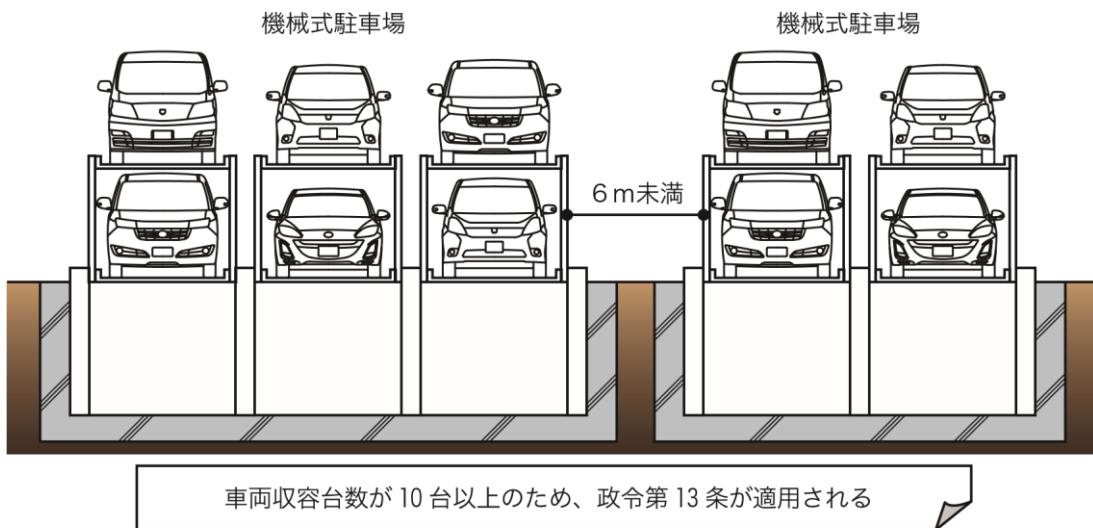
エ 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車の用に供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-13 図参照）



第3-13 図

オ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6m未満となるものにあっては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

（第3-14図参照）



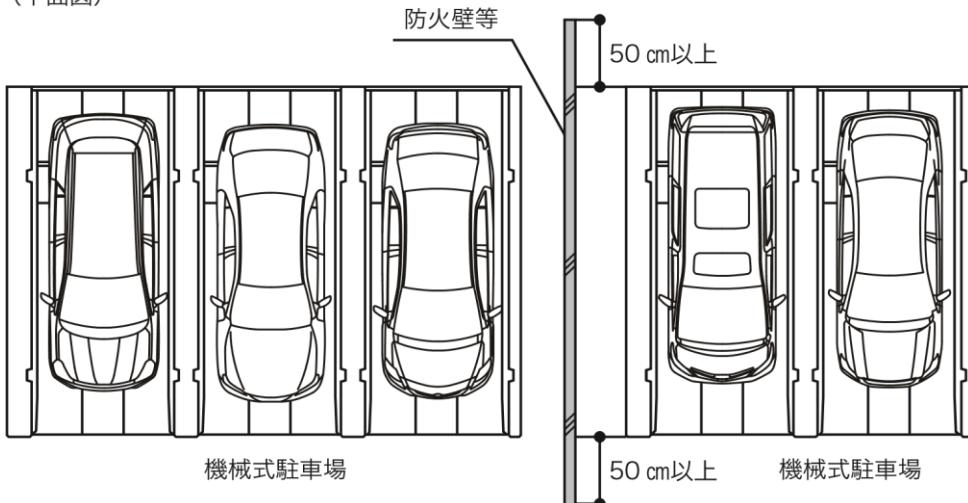
第3-14図

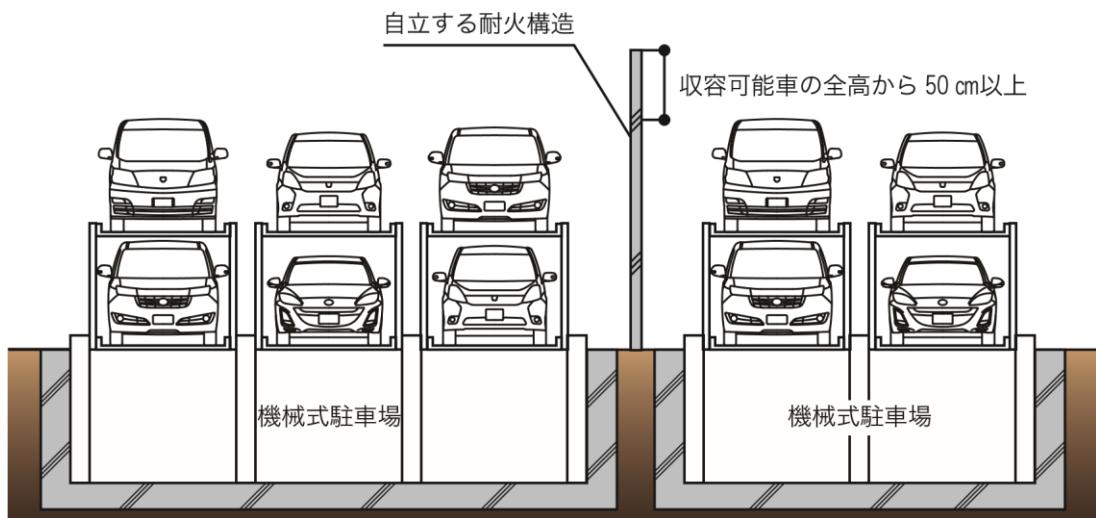
なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。

（第3-15図参照）

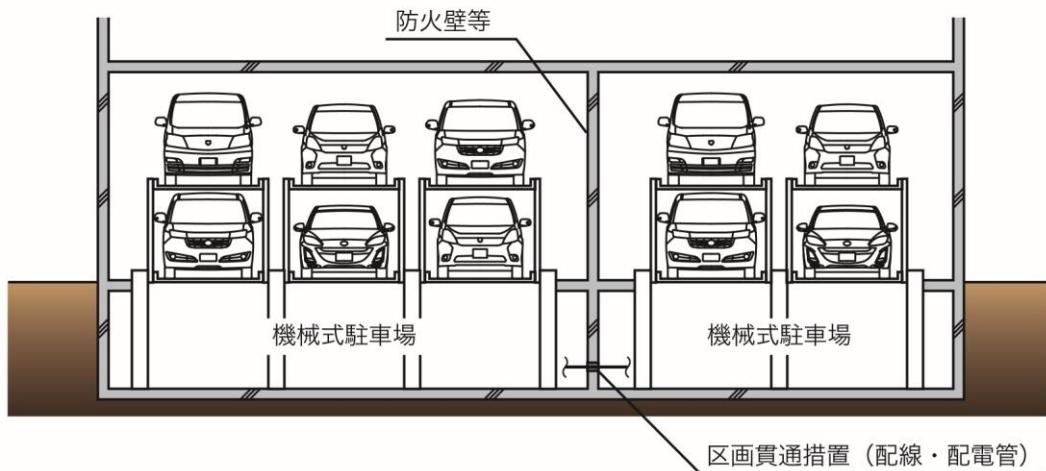
- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させること。
- (ウ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
- (エ) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルなどの不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

（平面図）

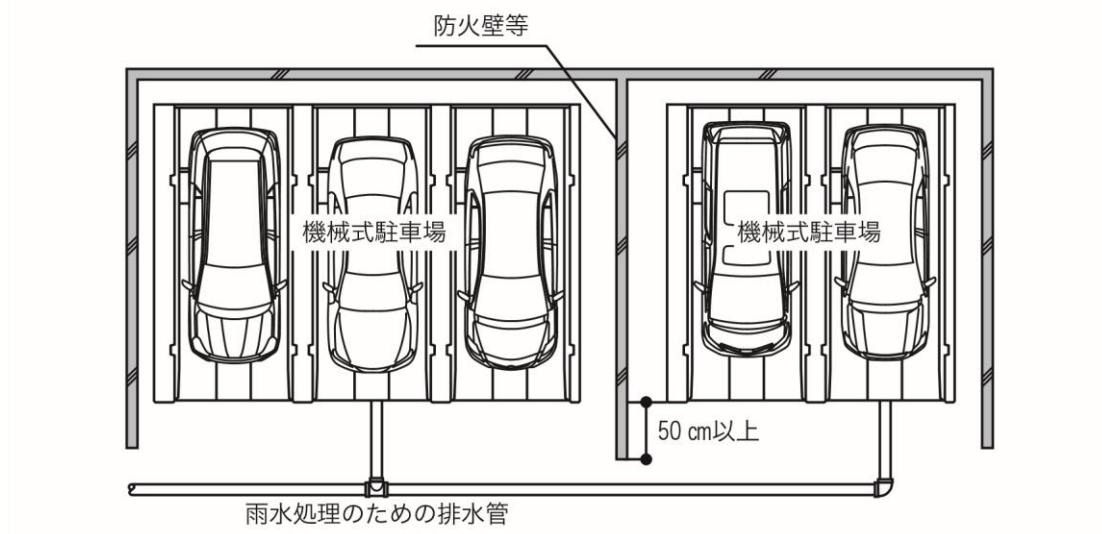




(防火対象物内に収納される場合)



(平面図)



第3-15図

(5) 修理又は整備の用に供される部分及び駐車の用に供する部分が隣接する場合、これらの部分は一般火災の特性と自動車の燃料タンク内のガソリン又は軽油による火災の特性の両方を有しており出火危険及び延焼危険が高く、かつ、消火困難性を有することから、前(3)及び(4)のとおり算定し床面積を合算するものであること。

ただし、(4)イに定める区画を有した場合は、それぞれの部分ごとに床面積を算定すること。

(6) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラ室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあっては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合（第3-16図参照）

不燃材料で造られた壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

(ア) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸が設けてあること。

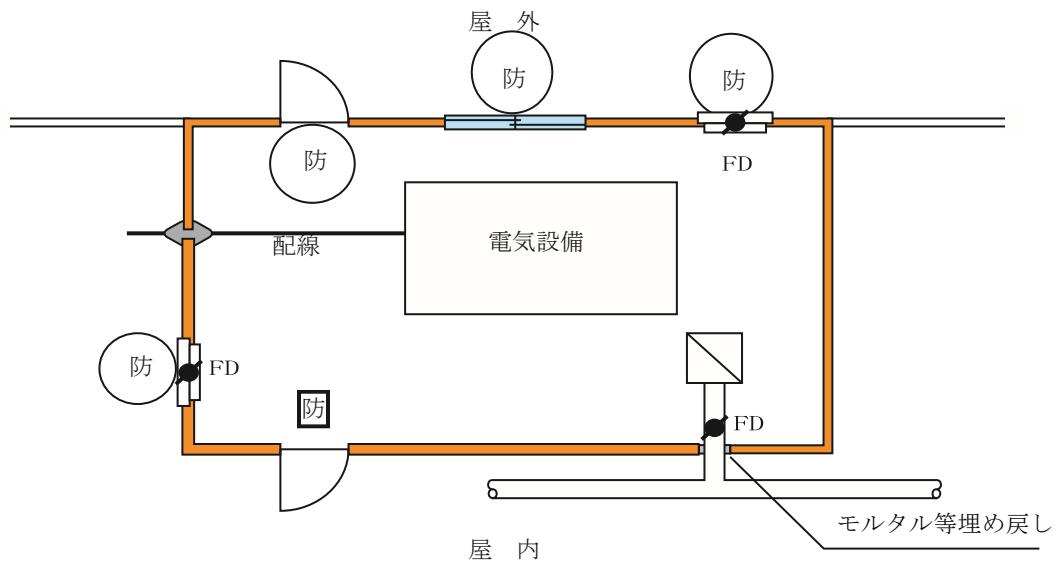
ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものを用いることが困難な場合においては、随時閉鎖式の防火戸とことができる。

(イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

(エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルなどの不燃材料で埋めること。

(オ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



凡例

	不燃材料		モルタル等埋め戻し
	防火設備		防火ダンパー
	常時閉鎖式防火戸		ガラリ
			制気口

第3-16図

## イ 水平投影による部分の場合（第3-17図参照）

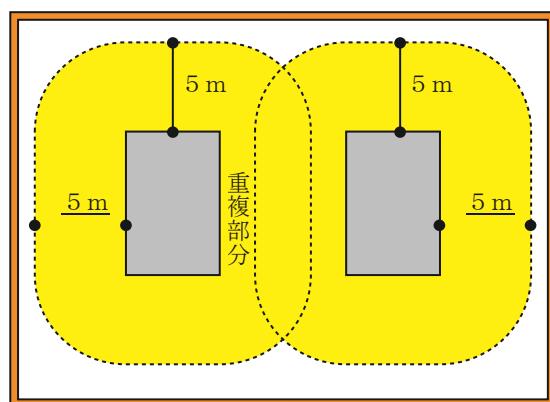
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。（昭和51年7月20日消防予第37号）

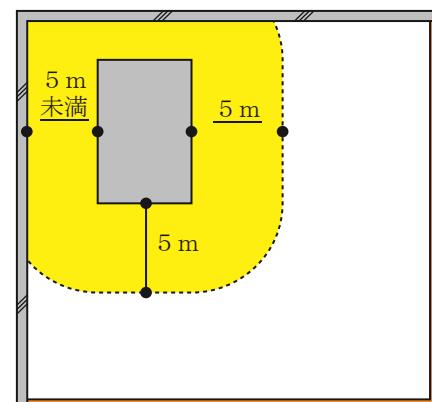
ただし、電気設備又は鍛造場等が隣接していない場合は、それぞれの部分ごとに判定すること。

- (イ) 水平投影による部分に不燃材料の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。  
この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。

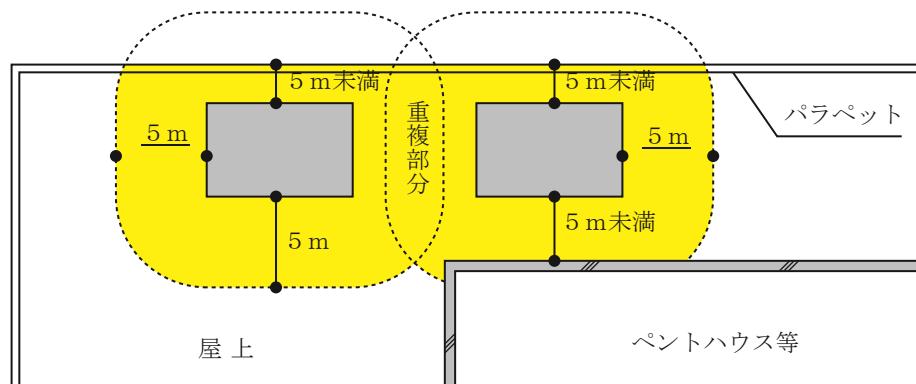
## ○重複部分がある場合



## ○不燃材料の有効な壁がある場合



## ○屋上の場合



## 凡例

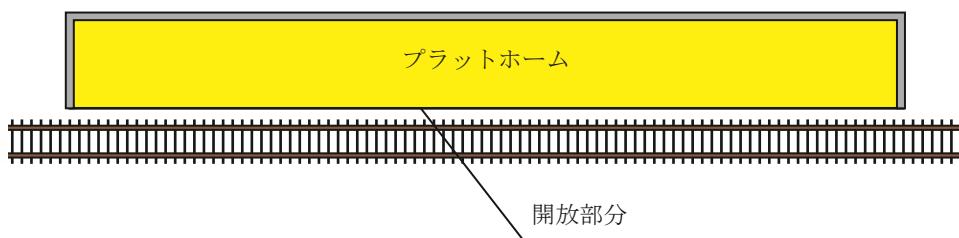
	不燃材料		電気設備等の据付部分
	不燃材料		水平投影による面積

床面積の判定は、（据付部分）と（水平投影による部分）の合計  
(重複部分は、加算しない。)

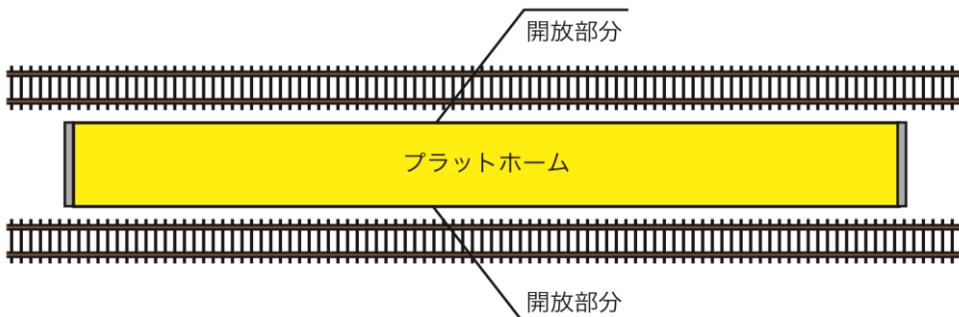
第3-17図

- (7) 鉄道の停車場で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホームは、床面積に算入しないことができるものであること（上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）。（第3-18図参照）

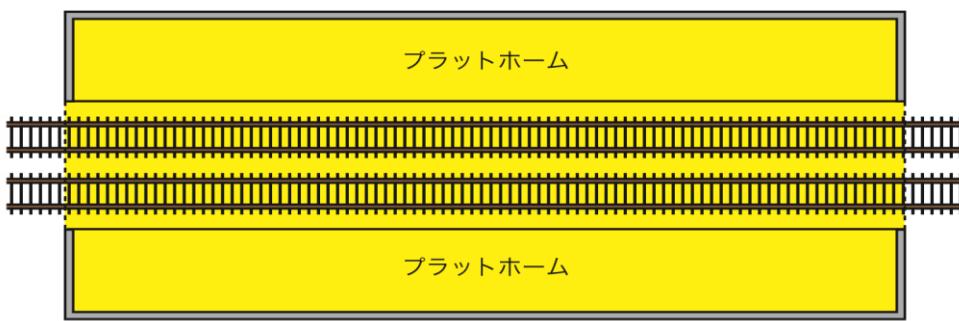
○延長方向の一面開放の例



○延長方向の二面開放の例



○( )書きにより床面積に算入される場合の例



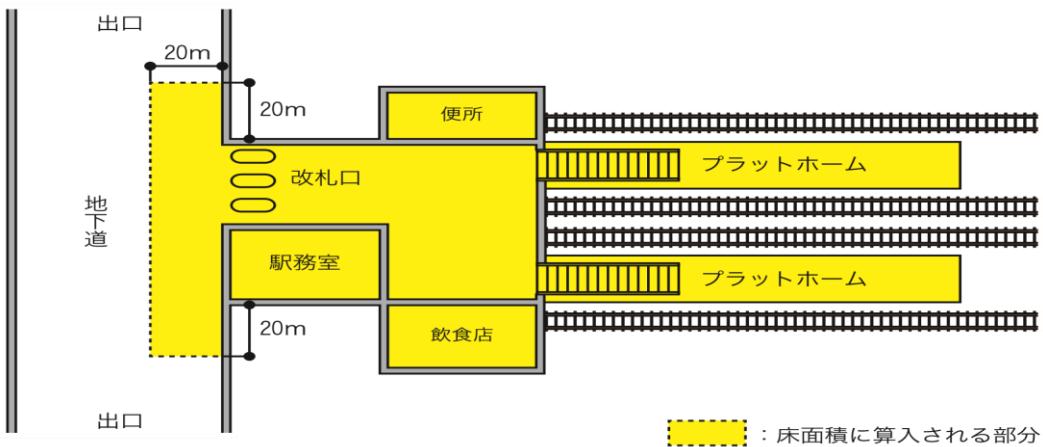
第3-18図

(8) 鉄道の地下停車場の床面積は、次により算定すること。(第3-19図参照)

ア 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外の地下道にあっては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分を算入すること。

ただし、20m以内に常時閉鎖式又は隨時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができます。



第3-19図

(9) 観覧席で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

#### (10) 準地下街の範囲

政令別表第116の3項に規定する防火対象物（以下この項において「準地下街」という。）の床面積は、次により算定すること。

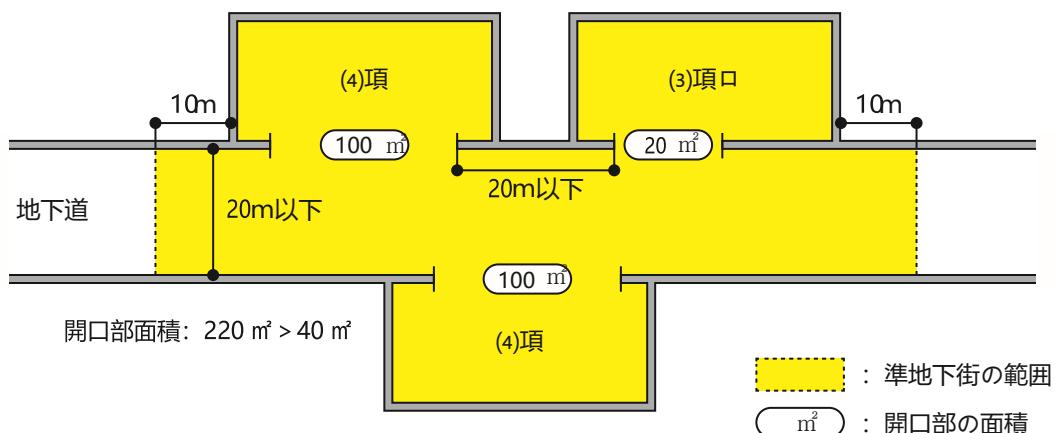
ア 準地下街の地下道は、建築物の地階の各部分から歩行距離が10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。

ただし、当該地下道に常時閉鎖式又は隨時閉鎖式の特定防火戸が設置されている場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができます。

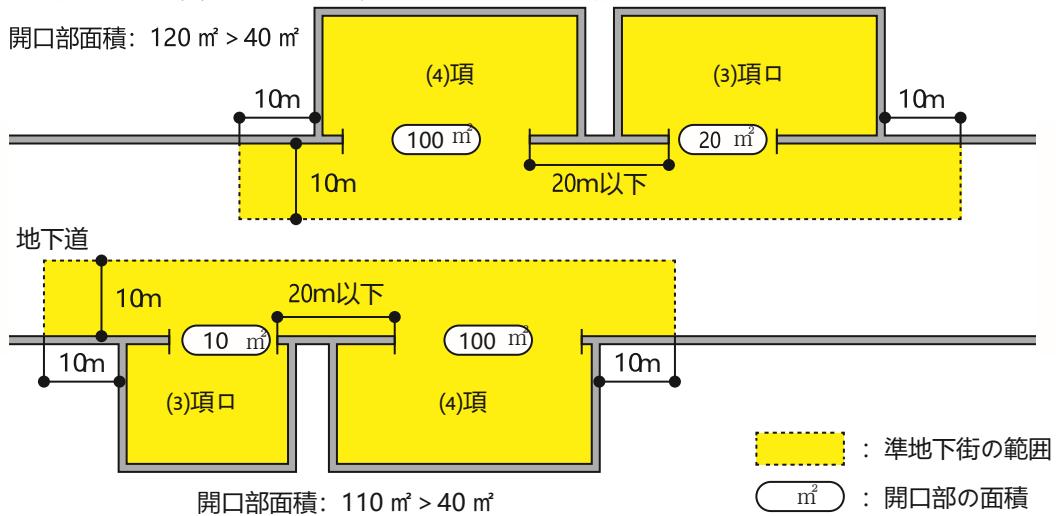
イ 政令別表第116の3項の規定中「建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの」には、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開口部（建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。）の面積（常時閉鎖式又は隨時閉鎖式の特定防火戸を有する開口部にあっては、当該開口部の面積の2分の1の面積とする。）の合計（相互間の歩行距離が20m以内の距離に存する開口部の面積の合計をいう。）が40m<sup>2</sup>以上となるものが該当するものとして取り扱うものであること。（第3-20図参照）

ウ 鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは隨時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている区域は、政令別表第116の3項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱うものであること。

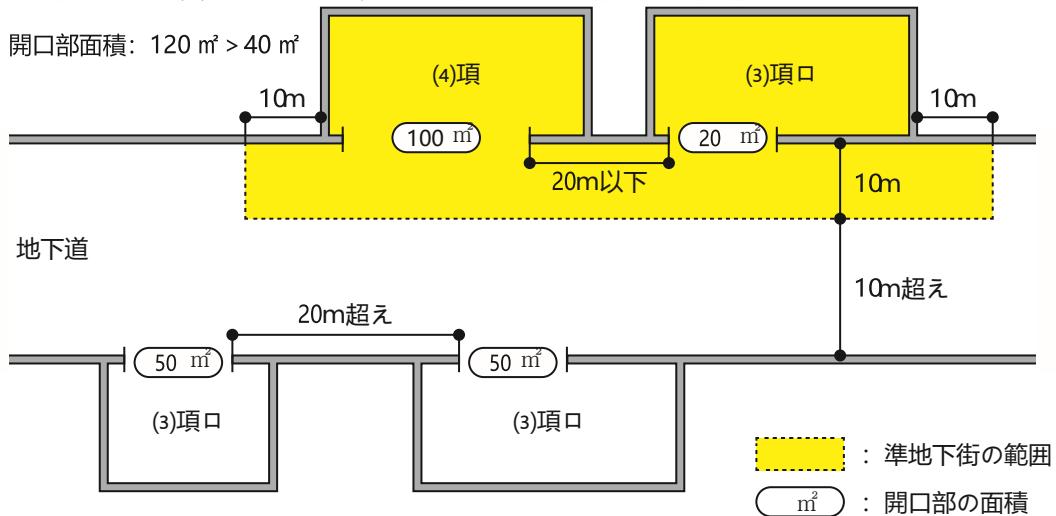
(地下道の幅員が 20m 以下の場合)



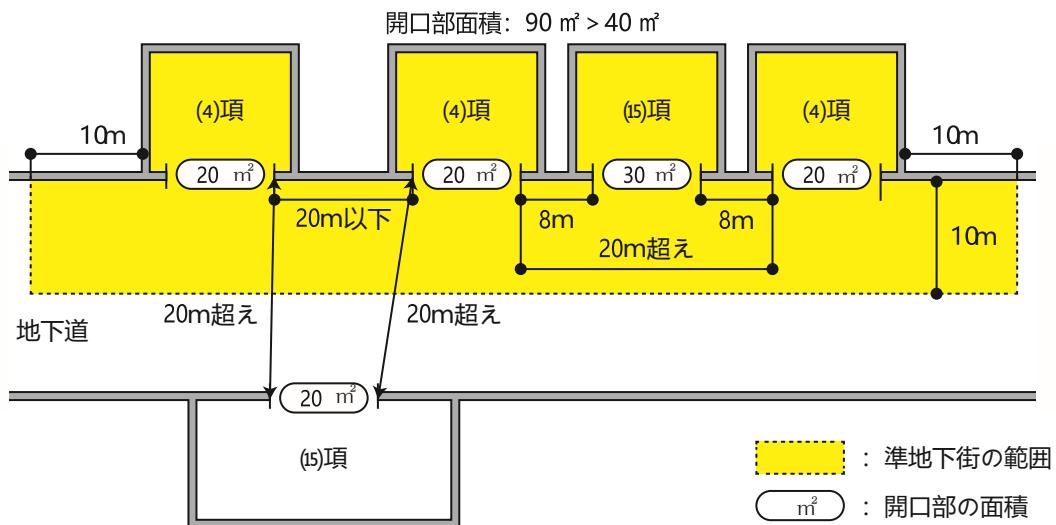
(地下道の幅員が 20m 以上で、両側に準地下街が形成される場合)



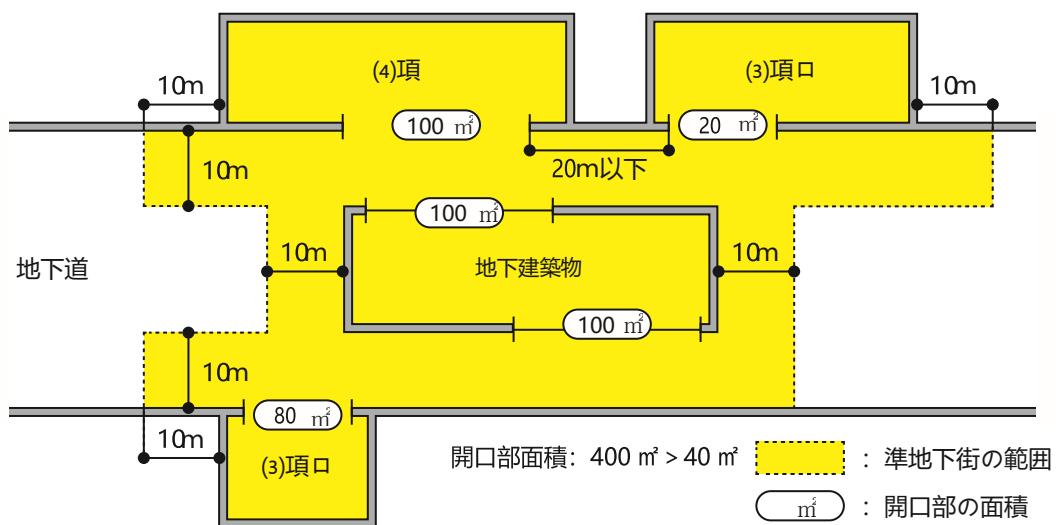
(地下道の幅員が 20m 以上で、両側に準地下街が形成される場合)



(地下道の幅員が20m以下の場合)

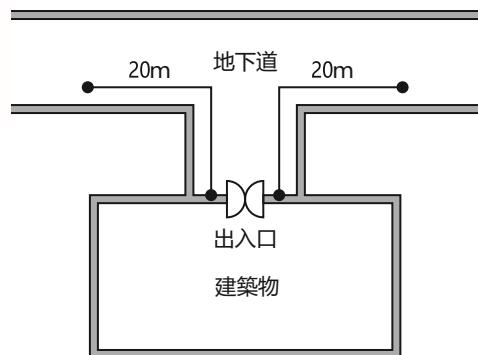


(地下道に地下建築物が存する場合)

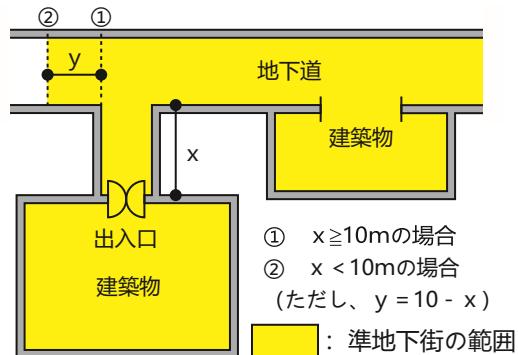


(地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合)

## ○20mの距離の取り方



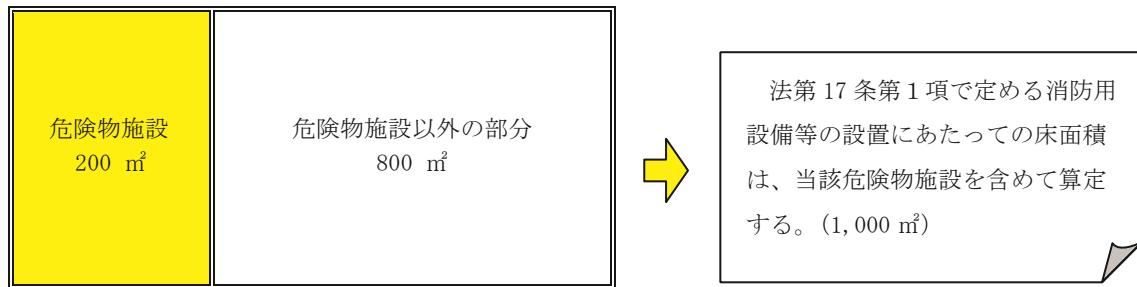
## ○準地下街の範囲の考え方



第3-20図

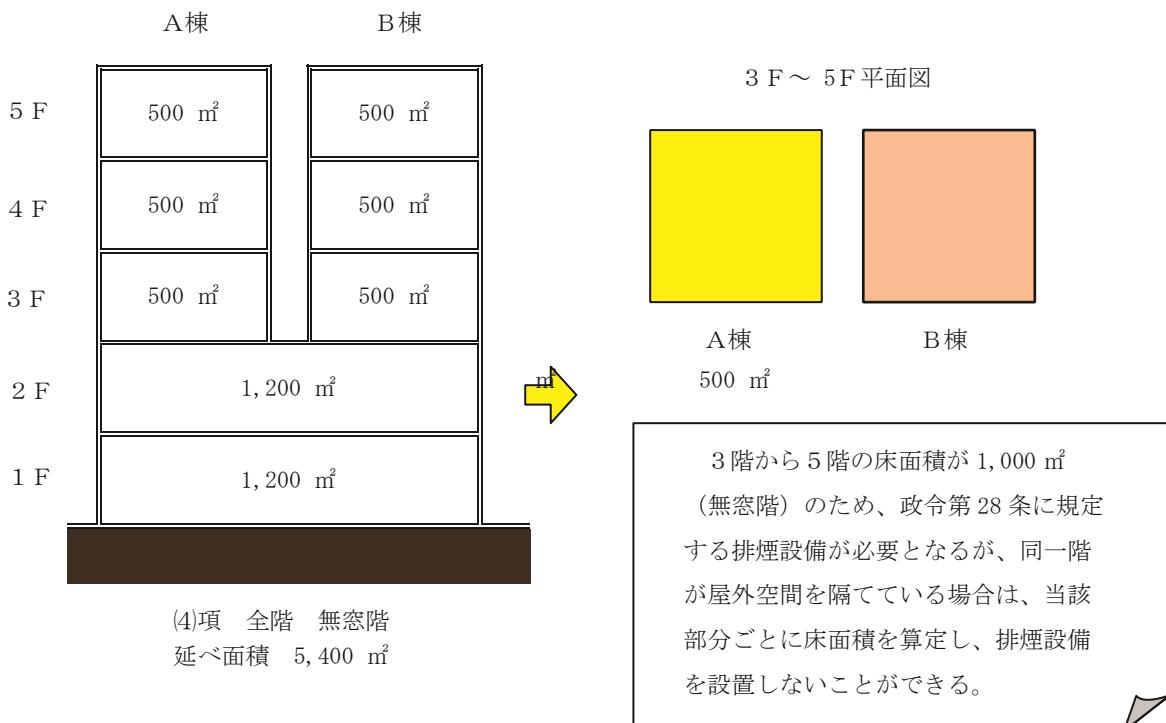
- (11) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。（第3-21図参照）  
なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。（昭和50年6月16日消防安第65号）

(平面図)



第3-21図

- (12) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。（第3-22図参照）



第3-22図

## (13) 基準面積

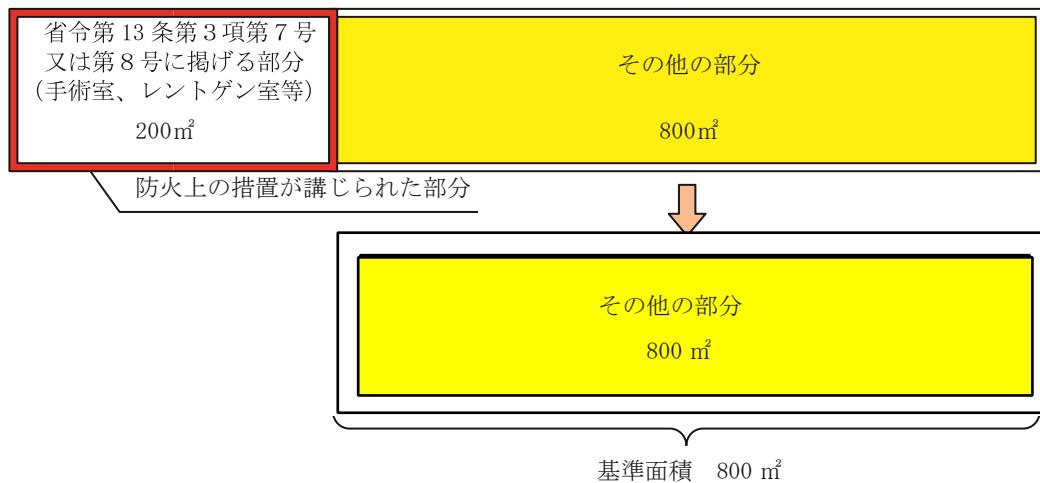
基準面積（政令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の取り扱いは、次によること。

ア 基準面積とは、防火対象物の延べ面積から、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）の床面積の合計を減じた面積をいうものであること。（第3-23図参照）

(ア) 省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分であること。

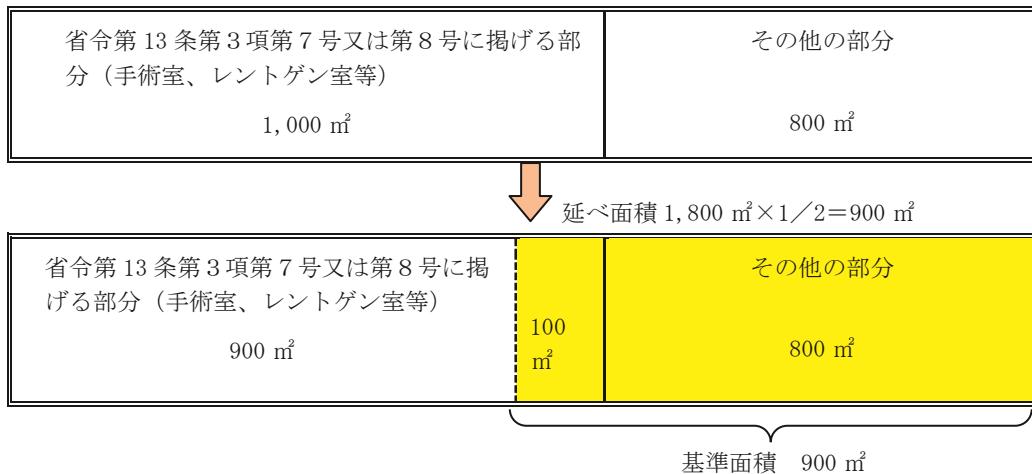
(イ) エに規定する防火上の措置が講じられた部分であること。

(ウ) 床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500m<sup>2</sup>以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。



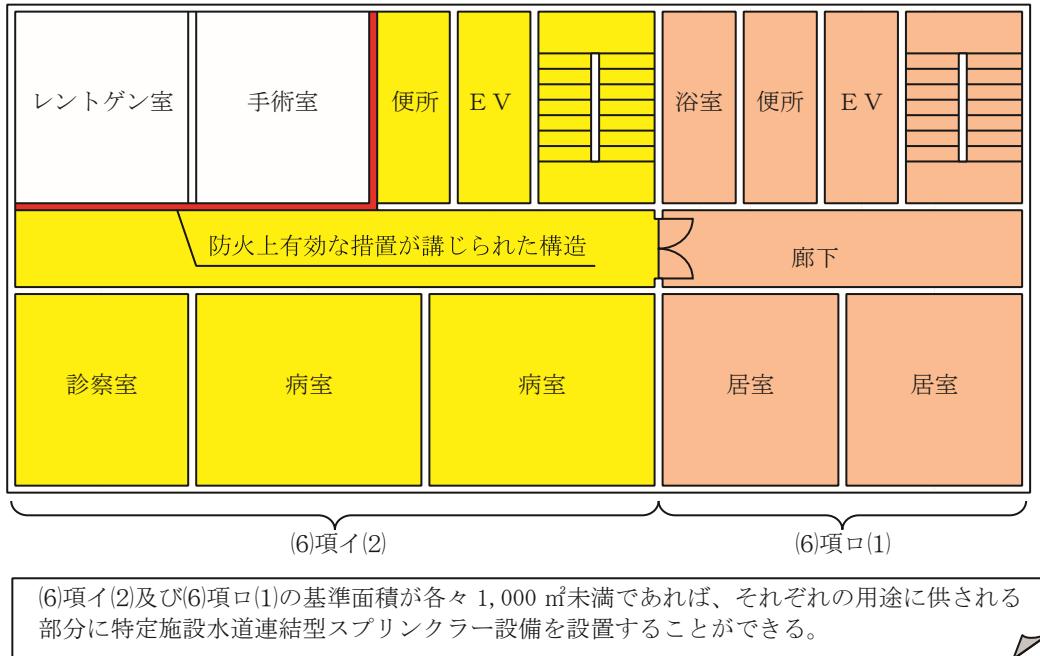
第3-23図

イ 省令第13条の5の2かつこ書きの「当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る」とは、第3-24図の例に示すとおり、基準面積は、防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とするものであること。したがって、延べ面積が2,000m<sup>2</sup>以上の防火対象物には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができないものであること。



第3-24図

ウ 一の防火対象物に政令別表第1(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、政令第9条の規定により、それぞれの用途に供される部分を一の防火対象物とみなし、基準面積が1,000m<sup>2</sup>未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものであること。(第3-25図参照)



第3-25図

### エ 防火上の措置が講じられた部分

次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。(第3-26図参照)

- (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（常時閉鎖式又は隨時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分

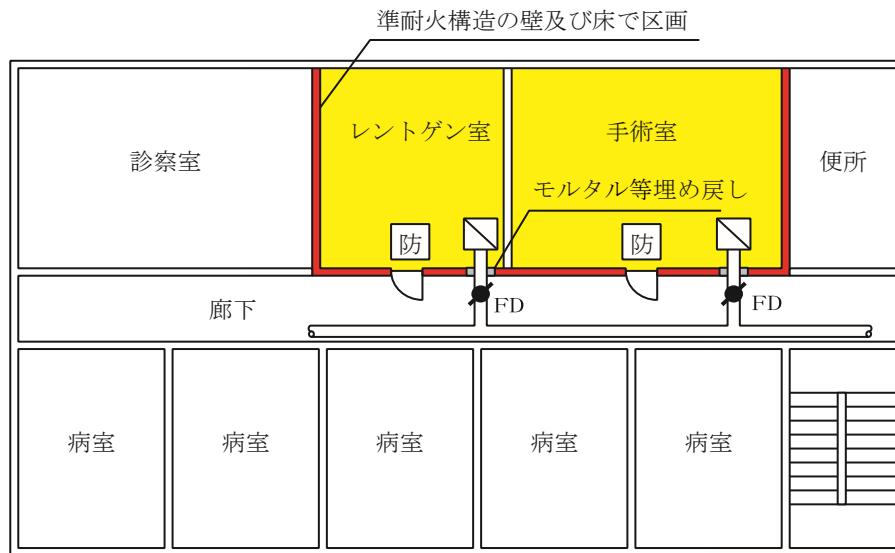
なお、ここでいう「開口部」とは、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと（イにおいて同じ。）。

- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

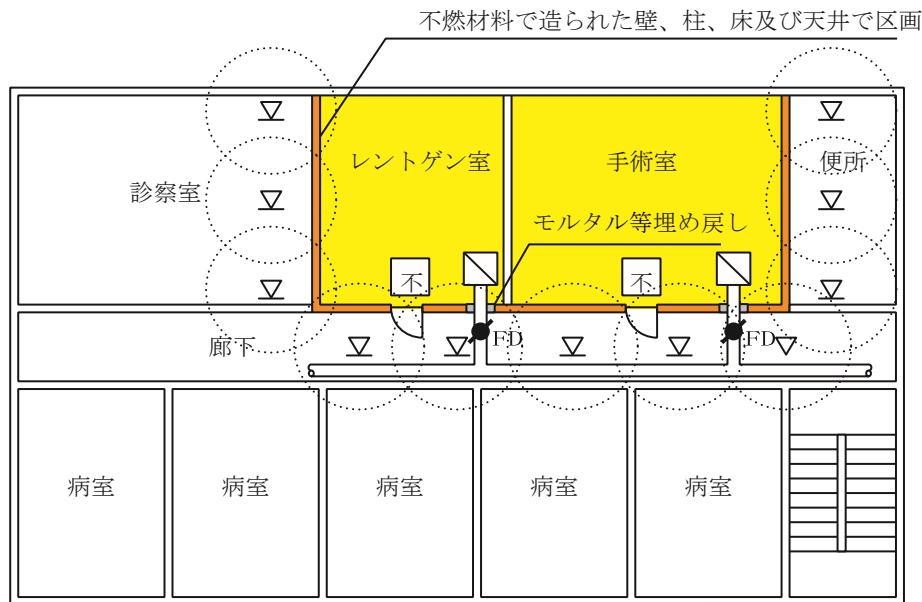
なお、ここでいう「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

また、「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、「当該部分に隣接する部分」に政令第12条第2項の規定（省令第13条第3項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。この場合、政令第12条第2項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。したがって、政令第12条第3項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

(準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例)



(不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例)



凡例

	水道連結型ヘッド
	防火戸（常時閉鎖式又は隨時閉鎖式のものに限る。）
	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
	防火ダンパー

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分において、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

政令第12条第1項第1号及び第9号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、政令第11条第1項又は第2項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならない。(第3-27図参照)

(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合の例)

(例1)

(6)項ロ(1) «無窓階» [その他の構造]

認知症高齢者グループホーム 200 m<sup>2</sup>

基準面積1,000 m<sup>2</sup>未満であるが、政令第11条第1項第6号の規定（無窓階で、床面積が150 m<sup>2</sup>以上の(6)項ロに掲げる防火対象物）に該当するため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

(例2)

(6)項イ(2) «無窓階以外の階» [準耐火構造（内装制限 有）]

省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分  
(手術室、レントゲン室等)  
600 m<sup>2</sup>

その他の部分

900 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>

基準面積と省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分の床面積の合計を加算した数値が1,500 m<sup>2</sup>であり、政令第11条第1項第2号に規定する2倍(1,400 m<sup>2</sup>)以上となるため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

第3-27図

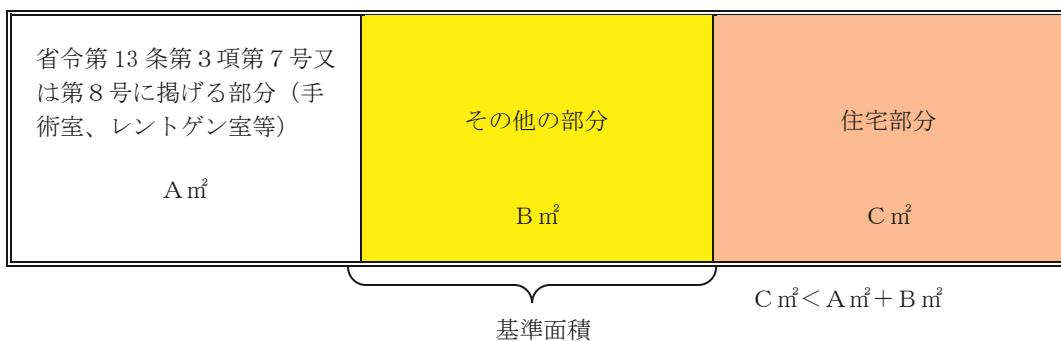
カ 防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分が存する場合

第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い8により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（以下この項において「住宅部分」という。）が存するもののうち、政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を政令別表対象物として取り扱うこととされているが、次に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、当該住宅部分に係る床面積を除いた基準面積が1,000 m<sup>2</sup>未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。（第3-28図及び第3-29図参照）

また、上記の防火対象物に係る政令第11条第2項の規定についても、当該住宅部分に係る床面積を除いた数値により、屋内消火栓設備の設置の要否を判断すること。

(ア) 主要構造部が、準耐火構造であること。

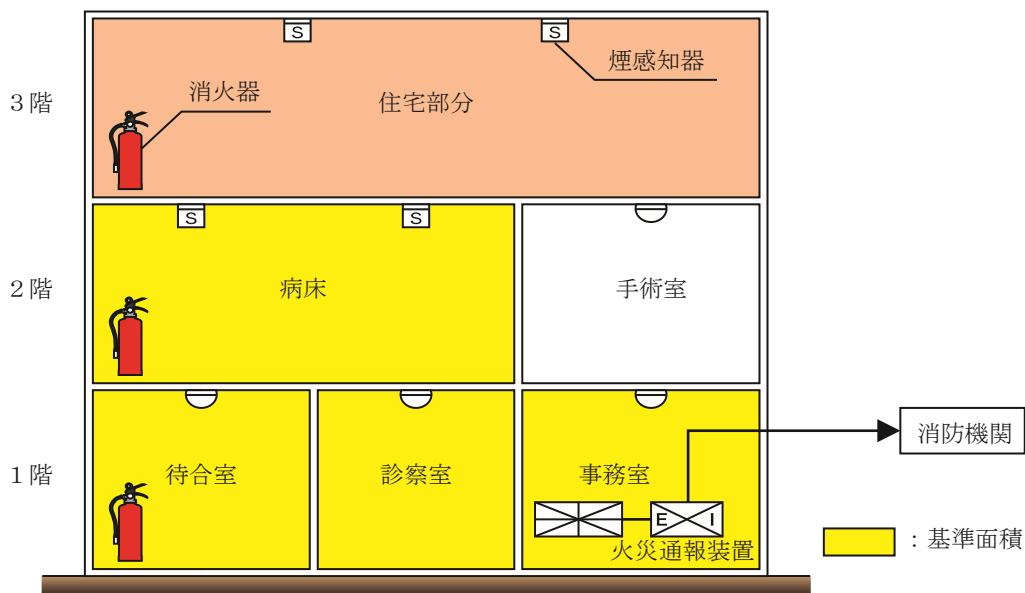
- (イ) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- (ウ) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- (エ) 住宅部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）が存しないこと。  
ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合は、この限りでない。



$B \text{ m}^2 < 1,000 \text{ m}^2$   $\rightarrow$  特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。

ただし、 $A + B < 2,000 \text{ m}^2$

第3-28図



(注) 住宅部分と非住宅部分が同一階の場合は、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に常時閉鎖式等の防火戸が設けられていること。

第3-29図

### 3 階数の算定

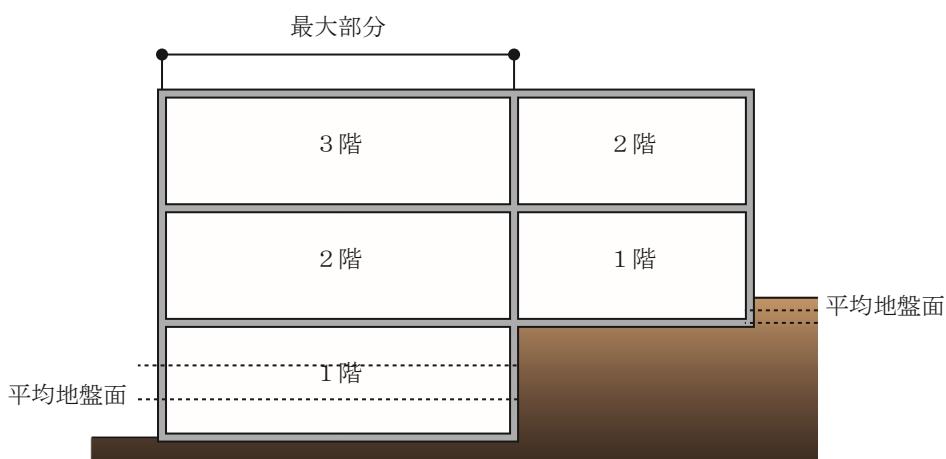
消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

この場合の一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。（昭和40年6月15日自消丙予発第106号）

- (2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。（平成3年5月30日消防予第117号）

- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建設物の同一階が部分によって階数が異なるものにあっては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-30図参照）



第3-30図